

残暑お見舞い
申し上げます

無料相談カード同封しています

カード持参の方は初回相談料を無料といたします。
どなたでも利用できます。

午前相談はじめます

好評につき、平日の午前(10時~11時30分)
の法律相談をはじめます。

予約制

相談
予約

(平日)

☎093-571-4688

(土日予約専用)

☎093-571-3355

「憲法改正」に反対しましょう 仁比そうへい 国会報告 夏のごあいさつ

事務所開設50周年企画のご案内
事件報告

残暑お見舞い申し上げます

九州北部豪雨をはじめ、今年も全国各地で豪雨による深刻な被害が発生しました。被災された方々にお見舞いを申し上げます。

情けない政治の横行にうんざりするこの頃ですが、将棋界には藤井聡太四段が彗星のごとく現れ、29連勝の快挙。今、将棋がトレンドです。

陸上短距離のサニブラウン、卓球の平野美宇、張本智和、水泳の池江璃花子などスポーツ界でも10代の若者が活躍です。若者の活躍は、私達に夢と希望を与えてくれます。

政治の世界でも、「シールズ」に続き、「未来のための公共」等若者が声を上げ始めています。停滞きつた現状を打開する先鞭になって欲しいものです。

安倍政権になって、「原発の再稼働」「特定秘密保護法」「安保関連法(戦争法)」そして六月の「共謀罪法」と、国民がまったく望んでいないどころか、大多数が反対している法案を数の力で次々と強行成立させました。

素晴らしい憲法があるのに、それを守る義務を負っている為政者が、最も憲法を軽んじているという情けない現状です。このような政権もう変える時です。

この秋から来年にかけて、憲法改正が政治の大争点になりそうです。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」(憲法12条)。

いま私達が憲法に試されています。期待に応えようではありませんか。

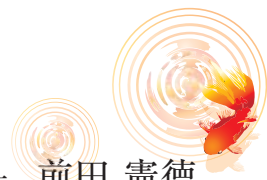
残暑が続きます。ご自愛ください。

二〇一七年 晩夏

北九州第一法律事務所所員一同



「憲法改正」に反対しましょう



弁護士 前田 憲徳

今や、権力は監視されず、国民が監視される社会に

権力が暴走し国民や他国民の自由や権利を侵害することがあることは、戦前・戦中の日本だけでなく、世界の歴史をみれば明らかです。

だからこそ、憲法で権力を縛り、暴走しないように国民が監視をすることが重要となります。

ところが、森友学園事件や加計学園事件をみても明らかのように、政府は国民に情報を隠すことに躍起になっています。情報をまともに出せば、不正が発覚するからです。こんな政府が、「特定秘密保護法」を成立させ、国民の知る権利を奪ってしまいました。

他方、6月に成立した「共謀罪」法によって、権力は国民のプライバシーを容易に手に入れることが出来るようになりました。

監視されるべき存在である権力が監視されず、監視される必要のない国民が権力に監視される世の中になってしまったのです。



「憲法改正」に断固反対しましょう

安倍首相の念願は、憲法を変えることです。憲法を変えた首相として歴史に名を残したいのです。国民がそれを望んでいるかどうかは彼には全く関係がありません。彼は、来年の通常国会で憲法改正の発議をしようと企てています。

今までは、憲法9条2項(戦力の不保持、交戦権の否定を規定)を削除し、国防軍を憲法に明記すべき、と言っていたにもかかわらず、今では、9条1項、2項はそのままにして、自衛隊を憲法に明記すると言っています。自衛隊が存在し、国民に認知さ

れているのだから、何ら問題ないというのです。

しかし、自衛隊といっても、人によって想定する内容に違いがあるのではないのでしょうか。



ア 災害救助で頑張ってくれている自衛隊を想定し、ありがたいと思っている人。

イ アに加え、日本が攻めてこられたときに、守ってくれることに期待する専守防衛の自衛隊を想定する人。

ウ 一昨年9月に成立した新安全保障法制(戦争法)で認められる、アメリカの戦争の後方支援や、制限付きの集団的自衛権等が行使できる自衛隊を想定する人。

エ ウを超えて、普通の軍隊として、国際平和のためなら、海外でアメリカ軍とともに戦闘行動が出来る自衛隊、集団的自衛権を有する自衛隊を想定する人。

皆さんは、どの立場ですか。自衛隊を憲法に明記するだけだから何ら問題がないと思って賛成したら、政府の解釈で、いつの間にか「エ」の意味の自衛隊になっていた、ということになりかねません。なぜなら、安倍首相や自民党は、自衛隊ではなく「国防軍」を創設すべきだというのが本音ですから、憲法に自衛隊が明記されたら、なるべく「国防軍」に引き寄せた解釈をしようとするでしょう。そして、それはアメリカの日本に対する長年の要求でもあります。

共謀罪法を成立させるために、政府・与党は「テロ対策だ」と国民を誤導しました。今度はその口車に乗せられないようにしましょう。国民投票の発議ができない状況に追い込むために、「憲法改正」反対の声を上げてゆきましょう。

仁比 そうへい 国会報告

みんなの声で 安倍政治を終わらせよう



国会の最終盤。総理の進退に直結する加計学園疑惑には問答無用でふたをし、警察による濫用が恐ろしい共謀罪法案だけは何が何でも押し通す。

押さえ込んだ圧力釜のふたがはじけたかのように、かつてない憲法をこわし政治を私物化する安倍政治に国民の怒りは沸騰し、自民党は都議選で歴史的な大敗。内閣支持率はもはや政権末期というべき3割を切り、先の仙台市長選挙では野党共闘の市長さんが誕生しました。

格差をひろげながらお友達ばかりを優遇し、発覚すれば

権力づくで隠蔽し、真実を証言しようとする者を口を極めておとしめ、封殺しようとする。強権、独裁の安倍総理そのものに不信任が突きつけられているのです。みなさんも同じ思いではないでしょうか。

それでもやめないというなら、総理に残された道は、衆議院を解散して国民に信を問うほかありません。ところが往生際が悪いのが総理です。やっと開かれた集中審議も疑惑は深まるばかり。小手先の内閣改造で目先をごまかし、ねらう憲法9条改悪はあくまで秋の国会に自民党改憲案を提出し、来年には国民投票にかけるのだというのです。

いよいよ安倍政治を終わらせ、新しい政治をつくる大激動の時代が始まりました。市民と野党の本気の共闘を一気に発展させましょう。そのためには共産党が強くなりなければ、どうぞお力をお貸し下さい。

夏のごあいさつ

(弁護士の並びは五十音順)



天久 泰

共謀罪法が多くの反対、疑問の声に答えないまま成立しました。国外からの否定的な意見も無視するなりふり構わない為政者がもたらす陰鬱な監視社会。「いつか来た道」というべき状況です。反対の声を上げ続けましょう！



迫田 学

弁護士会副会長の仕事が終わりと、4月から通常業務に戻りました。この間、事務所を不在にし、ご迷惑をおかけしました。20年間の弁護士活動を見つめ直し、新たな気持ちで再出発していますので、よろしくお願い申し上げます。



池上 遊

3月に念願の子どもが生まれました。父親としてはまだまだ「ひよっこ」で、心配もつきませんがお構いなくすくすく成長する子どもを見るのが日々の楽しみです。今年の暑さはいつも以上ですが、おたがい健康に気をつけて運動しましょうね。



田箆 亮博

弁護士登録して10年になりました。目の前の仕事をこなしている内に、あっという間に時間が経ってしまいました。これからはなりたい弁護士像(目標)を考えながら業務に取り組んでいきたいと思います。



石井 衆介

この半年、国政・都政には大きな動きがありました。今後の選挙でも国民の声を届ける努力が必要だと感じました。私生活では昨年から日頃の運動を心がけています。ストレス発散になり、仕事の集中力もUPした気がします。



前田 憲徳

やっと国民が安倍首相の胡散臭さに気づきはじめ支持率が急降下しました。自らの野望のために憲法改正に固執する安倍首相。国民を蔑ろにする政権は早く終わりにしたいものです。今年も猛暑。ご自愛ください。



今里 晋也

記憶にないとか資料を捨てたという主張がこれほど広まかり通って良いものでしょうか。政策自体の当否を置いて、非常に疑問に感じます。事実が明らかにされず、「挙証責任」という言葉が都合のよい逃げ道として利用されていることも、法律家としては大変残念です。



三浦 久

残暑お見舞い申し上げます。季候のよいときは毎日30分ほど散歩をしております。今年86歳ですが、おかげさまで元気です。



上地 和久

2004年2月から自由法曹団九州ブロックの事務局長を務めていましたが、昨年夏の総会で、ようやく退任することができました。在任中は、大変お世話になりました。他方で、今年の4月から、福岡県弁護士会北九州部会の副部会長を務めています。こちらも頑張りたいと思いますので、宜しくお願いします。



諸隈 美波

先日、ある会議で仁比議員が「今の時代、弁護士としてどう生きるかが問われている」と弁護士に向けて語ってくれました。言論の自由、民主主義、そして憲法を守るため行動し続けなければと決意を新たにしました。



上野 直生

今年の夏もとても暑いですが、我が家の双子はとっても元気です。元気な二人に負けないように、仕事に野球に(弁護士の野球部に所属しています。)お父さんも頑張ります！



吉武 みゆき

4月の終わりに6月の半ばにかけて修習生の指導を担当しました。人に教えることは自分の仕事を見つめ直すよい機会にもなりますし、色々学ぶことも多かったです。皆さんも機会があれば是非人に教える立場を引き受けられることをお勧めします。今年の夏も身体に気を付けてお過ごし下さい。

事務所開設 50周年企画のご案内

北九州第一法律事務所は、小倉北区で事務所を開設以来、来年で50年を迎えます。この間、「百万市民の法律事務所」として市民の権利を守る活動を進め、所属弁護士も13名を擁する事務所に成長致しました。

そこで、日頃ご支援いただいております皆様へのお礼とともに、この50年をともに振り返りつつ、今後の発展をめざすため下記の通り50周年記念企画を開催することと致しました。また、当法律事務所を開設した三浦久が来年末寿を迎えますので、そのご報告もさせていただきたいと考えております。

皆様方にはご多忙のところとは存じますが、なにとぞご参加いただきますよう宜しくお願いいたします。

北九州第一法律事務所 50周年記念レセプション

日時 2018年10月13日(土)
(※来年の行事です)

第1部 講演会等(午後3時より)
第2部 レセプション(午後6時より)

会場 リーガロイヤルホテル小倉

事件 報告

玄海原発稼働差し止め 仮処分申し立て

2012年1月31日に玄海原発全基廃炉を求めて提訴した「原発なくそう!九州玄海訴訟」では、原告数1万人を達成しましたが、世論調査でもいまだに脱原発が過半数を占めています。安倍自民党政権は、そのようなことはお構いなし、福島原発事故による被害などなかったかのように原発再稼働と原発輸出に邁進しています。

九州電力も、玄海原発3、4号機について再稼働を申請しており、今年1月28日に設置変更許可が下りました。立地自治体である玄海町や佐賀県も3月から4月にかけて立て続けに再稼働に同意しました。報道では秋にも再稼働するのではないかとされています。

そこで、玄海訴訟では、絶対に再稼働を許さない取り組みの一つとして、1月27日、本訴訟と同じ佐賀地裁に仮処分の申し立てをしました。

仮処分の審理は非公開ですが、2~3か月に1回のペースで行われる本訴訟と同じ日に審理を行い、やりとりの内容を模擬法廷や報告集会を通じて原告のみなさんにもお知らせしています。毎回、北九州からバスを出して佐賀地裁までみんなで参加していますので、ぜひこれをお読みのあなたも(原告でない人は原告になって)ご参加ください。仮処分での申し立てが認められれば、玄海原発の再稼働をストップすることができます。

また、玄海原発でひとたび事故が起これば被害を受ける自治体に対しては、十分に避難計画が整備されているかなど公開質問状を送り、交渉を重ねてきています。本来ならこうした自治体にも再稼働に同意するか否かの権限が与えられてしかるべきではないでしょうか。

いまだに事故の原因も不明なまま、福島の被害を無視して進められようとしている再稼働は新たな原発安全神話でしかありません。あらためて福島の被害に思いをいたし、再稼働に「NO!」を突きつけるため、今後も法廷の中と外で大きく運動を展開するため、がんばりましょう!!

ご友人・ご親族を紹介ください

法律相談のご案内

☎093(571)4688

(土日予約専用) ☎093(571)3355

●相談時間

月～金曜日 10:00～11:30

13:00～18:00

土・日曜日 13:00～16:00

●相談料

法律相談料は45分まで5,400円(税込)です。

●法律相談は予約制です。

事前にお電話または、ホームページからご予約ください。お急ぎの場合は可能な限り対応します。お電話ください。

法テラス利用による無料相談もやっています



ホームページをご覧ください!

北九州第一法律事務所

検索

<http://www.kd-lo.gr.jp/>

ホームページのアクセス数が増えています。見やすく、最新情報も盛り沢山です。更新も今までより増えます。相談仮予約もできますので、ぜひ一度ご覧下さい。

